

A重油売買単価契約書（案）

沖縄県公営企業管理者企業局長 宮城 力（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、A重油（以下「燃料等」という。）を
甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する、

（契約の要項）

第1条 契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名 A重油
- (2) 規格 J I S規格1種1号
- (3) 単価 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）
- (4) 契約期間 令和6年6月 日から令和7年3月31日まで
- (5) 納入場所 西原浄水場ほか2施設
 - ①西原浄水場 西原町字小那覇1336
 - ②西原増圧ポンプ場 西原町字翁長829-3
 - ③大城増圧ポンプ場 南城市大里字大城1103-2
- (6) 納入量 1回の納入量は甲の発注した数量とする。
- (7) 契約保証金 円

（納入方法）

- 第2条** 乙は、前条第4号の契約期間中甲の発注あるごとに、その都度甲が指定する日までに燃料を納入するものとする。又、緊急給油連絡があるときは、土曜日、日曜日、祝日、夜間等であっても速やかに燃料を納入するものとする。
- 2 乙は、甲の操業に支障をきたさないように十分留意し、納入数量の確保に努力するものとする。天災地変等不可抗力により燃料を、乙が甲に納入することが不可能な場合、乙は遅滞なく甲にその旨を連絡し、甲乙協議して必要な措置をとるものとする。但し、不可抗力により乙が納入できない場合は、乙はその責めを負わないものとする。
- 3 燃料の受渡は、乙の納品書に甲の職員が記名押印（又は署名）し受渡の証とする。

（品質規格と検査）

- 第3条** 乙は、規定の品質を証明できる資料を初回納入時に甲に提出するものとする。
- 2 甲は、燃料の納入を受けるときは、直ちに乙の職員の立会のもとに検査を行う。
- 3 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする、この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 4 燃料の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 前条第2項の納入を受ける前に生じた燃料の亡失、き損等はすべて乙の負担とする。

（損害賠償）

第5条 乙は、納入の際、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（代金支払）

- 第6条** 乙は、毎月10日までに、前月に納入した数量に対する燃料代金の請求書を甲に送付するものとする。この場合、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領してから、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

（納入遅延に対する遅延料）

第7条 乙の責めに帰する事由により、納入期限までに、燃料を納入しない場合は、乙は、甲に対して遅延料を支払うものとする。

- 2 前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める率を売買代金に乗じて得た額とする。

（事情変更）

- 第8条** 甲は、必要があるときは、納入燃料の数量を変更させ、又は納入を中止させることができるものとする。
- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

（契約の解除）

- 第9条** 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が品質、数量に不正な行為をしたとき。
 - (4) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

（費用の負担）

- 第10条** この契約の締結に要する費用及び燃料納入に至るまでの必要なすべての費用は、乙の負担とする。

（その他）

- 第11条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮城 力

乙